

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔 公立大学法人神戸市看護大学 〕

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	大 澤 和 士
同	福 本 富 夫
同	しらくに 高 太 郎

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 5 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）における出納その他の事務（神戸市からの財政援助に係る出納その他の事務を含む。）で、主として令和 4 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

令和 5 年 8 月 28 日～令和 5 年 12 月 18 日

3 監 査 の 方 法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団 体 の 概 要

(1) 設立の趣旨

法人は、大学を設置し及び管理することにより、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄

与することを目的としている。

昭和34年9月、神戸市立高等看護学院が開設され、昭和56年4月に神戸市立看護短期大学が開学した。4年制看護大学の設置が強く求められる中、平成8年4月に神戸市看護大学が、平成12年4月には看護学研究のさらなる推進をめざし大学院が設置された。自律的、効率的な大学運営を推進するため、平成31年4月1日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づく公立大学法人に移行している。

(2) 神戸市との関係

ア 出資

法人の資本金は83億4千万円であり、法第6条に基づき、神戸市が全額を出資している。

イ 財政援助

(ア) 運営費交付金

令和4年度は、運営費交付金として、法人の業務の財源に充てるため9億9,615万円を交付している。

ウ 職員数

令和5年7月の教職員数は87人であり、うち神戸市派遣職員は16人である。

エ 看護大学評価委員会による評価

公立大学法人については、法第11条により、市長の附属機関として、業務実績に関する評価等を実施するため、法人の評価委員会を設置している。評価委員会では、法第78条の2に基づき、第1期中期目標（令和元～6年度）の達成に向け、各事業年度及び中期目標期間における業務実績について、多角的な観点から総合的に評価を行い、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

評価は、全体評価及び項目別評価（大項目評価、小項目評価）により行い、令和4年度の大項目評価ではS、A、B、Cの4段階評価のうちすべてA評価（順調に進捗している）、小項目評価では全34項目中S評価（特筆すべき進捗状況である）が2項目、A評価が28項目、B評価（やや遅れている）が4項目となっており、全体評価として、中期計画の達成に向け順調に進捗しているとされている。

(3) 事業の概要

法人が設置する大学の学部等の構成は、看護学部及び看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）である。

法人の所在地は、神戸市西区学園西町3丁目4番地である。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

ア 社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ、看護人材の育成

(ア) 学部教育

オープンキャンパス、WEBオープンキャンパスの開催や高等学校等訪問、大学案内のリニューアルなどの広報の拡充等により、受験生の確保に努めた。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら、授業を原則対面で実施したほか、実習については、許諾の得られた施設での臨地実習や、オンライン実習、学内実習を行った。

(イ) 大学院教育

優秀な学生を確保するため、WEB会議ツールを活用したWEBオープンキャンパス（分野別相談会）を開催した。オンライン授業の体制整備により社会人学生等の履修支援を行ったほか、実習施設との相互連携に基づく演習や臨地実習については、新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて実施した。

(ウ) 学生への支援

生活面、健康面、精神面の状況を教員、保健室職員等、心理カウンセラーと連携しながら把握し、支援を行った。

学生支援基金を活用し、臨地実習のある学生に、インフルエンザワクチン接種の補助を行った。合理的配慮を必要とする学生に対しては、教員間で支援方法等を情報共有し継続的な学習支援を行った。また、令和5年度以降の入学生から入学金を引き下げる制度改正を行ったほか、市内就職奨励金制度を新設した。

イ 学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等による大学ブランドの確立

(ア) 地域課題の解決や健康創造都市戦略等を担う学術研究の推進

神戸市との情報交換を適宜実施し、神戸市からの委託事業として「コロナ禍を契機とした健康問題の増加への先行的対策事業」を実施した。兵庫県から「保健師キャリア支援センター運営事業」を受託し、県内保健師に対する各種研修等を実施した。また、科学研究費獲得を目指し、科研獲得プロジェクトを継続して実施した。

(イ) 市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献の推進

コロナ禍の制限の中で実施方法を工夫するなどして、「まちの保健室」や「コラボカフェ」等の地域貢献・連携事業を実施した。また、神戸市の新型コロナウイルス感染軽症者宿泊施設の運営支援、神戸市保健所での保健師業務の協力等を行った。文部科学省の「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」に応募し採択され、地元創成看護を担う看護師リカレント教育プログラムを実施したほか、看護専門職講座等の開催、卒業生へのキャリア相談、市民病院群との聴講制度等により優秀な看護人材の輩出、地域の看護職者の資質向上と定着促進に取り組んだ。

(ウ) グローバルな視点を培う国際交流の推進

英語を母語とする教員と学生、教職員が自由に会話を行うイベントを継続実施したほか、ベトナム、ダナン大学とのオンラインによる交流イベントや、4年ぶりとなるシアトルでの海外看護学研修を実施した。

また、ウクライナからの避難者の健康支援を目的に、異文化交流イベントを、学生ボランティアも参加して実施した。

ウ 業務運営及び財務内容の改善

(ア) 効率的で機動的な運営体制の構築による地域の発展への貢献

いちかんダイバーシティ看護開発センターでは、テーマごとに横断的な8グループを設置し、教育研究活動の成果を地域社会に還元した。また、広報戦略室において、入試関連情報の分析に基づいて、戦略的な広報を実施した。

(イ) 優れた教職員の確保育成及び特性を生かす人事組織制度の構築

教員採用基準に適合する教員の採用、特任教員の採用、科目特別講師制度など多様な人材の確保に取り組むとともに、事務職員の確保にあたっては、法人の業務に見合った契約職員の採用や人材派遣職員の活用による弾力的運用を行った。また、法人を長期的に支える人材を確保するため、法人初の固有職員を採用する方針を決定した。

(ウ) 教育環境の整備、充実

文部科学省の大学改革推進等補助事業のうち、実習等に資するシミュレーター等のDX設備整備について応募し、選定され、実習や授業で使用する空間構築シミュレーターを導入した。

また、長期保全計画に基づき、全域にわたって天井材の剥離や雨漏りが生じていた回廊の改修工事を実施したほか、学生のアンケート調査でニーズの高いトイレの美装化、洋式化、パウダーコーナーの設置、Wi-Fi環境の拡充や学生会館ウッドデッキの改修を実施した。

(エ) 自己点検評価による質の改善、情報公開による透明性の確保

法人情報の発信を含めた機動的な広報に取り組んだ。また、分野別認証評価(看護学教育評価、助産学大学院認証評価)を受審し適合との認定を受けた。さらに、令和5年度の機関別(大学)認証評価を受審するための準備を進めた。

(オ) 心身の健康と安全の確保、危機管理体制の整備、ハラスメント行為の防止

健康診断の実施等により健康管理を推進するとともに、ハラスメント防止に関する研修の実施や相談窓口の周知を行った。

(カ) 多様な自己収入の確保、充実と業務の改善、経費の適正化

科研獲得プロジェクトにおいて、セミナーの開催やワークショップ、アドバイザーによる個別支援を行った。学務システムについて、機器の更新を行った上で、教職員の意向調査を踏まえ、予算内で最大の効果が見込めるカスタマイズを行ったほか、文書管理システムの導入を行った。また、内部統制システムの構築を図るため、令和5年度から担当職員2名を配置することとした。

第 1 表 業 務 量 の 推 移

項 目		令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減
学 生 数	人	462	462	0
看護学部看護学科	人	405	395	10
看護学博士前期課程	人	39	47	△ 8
研究科博士後期課程	人	18	20	△ 2
志 願 者 数	人	406	399	7
推 薦	人	122	104	18
前 期	人	118	106	12
後 期	人	146	167	△ 21
編 入 学	人	20	22	△ 2
倍 率	倍	3.9	3.8	0.1
推 薦	倍	4.9	4.2	0.7
前 期	倍	2.1	1.9	0.2
後 期	倍	9.7	11.1	△ 1.4
編 入 学	倍	2.0	2.2	△ 0.2
教 員 数	人	56	57	△ 1
職 員 数	人	32	29	3
(うち市派遣職員)		17	18	△ 1

備考：1 学生数は5月1日時点、職員数及び教員数は、令和4年度は8月1日時点、令和3年度は7月1日時点。

2 教員数は常勤の教員（副理事長、理事を含む）のみを計上している。

3 職員数は、契約職員を含む。

(4) 経営状況と財政状態

法人の会計は、地方独立行政法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

ア 経営状況

経営状況は、第2表のとおりである。経常費用、経常収益の状況は、第1図のとおりである。

令和4年度の経常費用は12億9,274万円であるのに対し、経常収益は13億356万円であった。

経常費用は前年度に比べ4,070万円増加した。これは主として、回廊改修工事等に伴い一般管理費（修繕費）が増加したことによる。費用のうち人件費は、9億1,621万円で、経常費用の70.9%を占めている。

経常収益は前年度に比べ3,526万円増加した。これは主として、回廊改修工事等に伴い運営費交付金収益が増加したことによる。運営費交付金収益は9億5,190万円で、経常収益の73.0%を占めている。

当期総利益は1,082万円で、前年度に比べ543万円減少している。

第 2 表 比較損益計算書

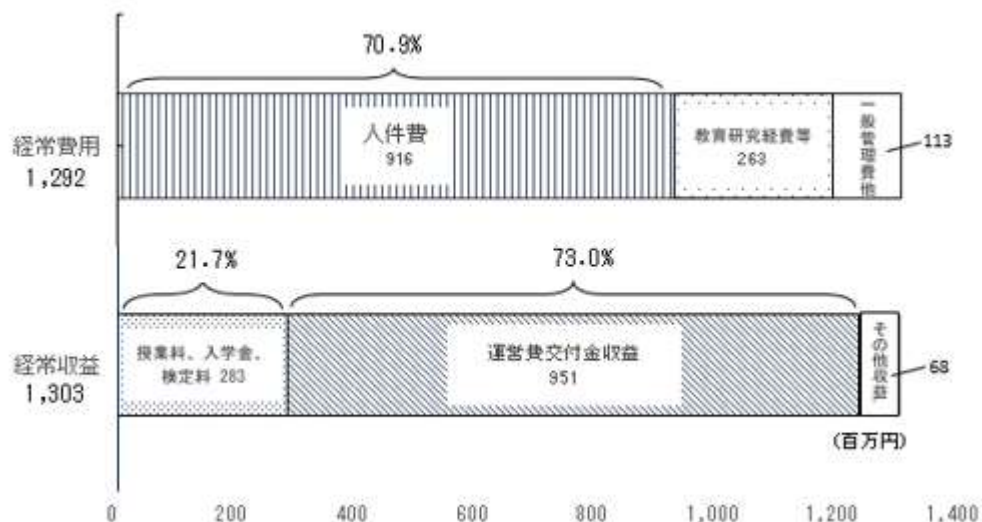
(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
業 務 費	1,179,305	91.2	1,159,092	92.6	20,212	1.7
費 用 の 一 部						
教 育 経 費	154,099	11.9	123,272	9.8	30,827	25.0
研 究 経 費	33,600	2.6	36,100	2.9	△ 2,499	△ 6.9
教 育 研 究 支 援 経 費	45,299	3.5	43,933	3.5	1,366	3.1
受 託 事 業 費	30,092	2.3	25,581	2.0	4,511	17.6
人 件 費	916,212	70.9	930,205	74.3	△ 13,992	△ 1.5
一 般 管 理 費	112,503	8.7	92,010	7.3	20,492	22.3
財 務 費 用	932	0.1	934	0.1	△ 2	△ 0.2
支 払 利 息	932	0.1	934	0.1	△ 2	△ 0.2
経 常 費 用 合 計 (A)	1,292,741	100.0	1,252,038	100.0	40,703	3.3
収 入 の 一 部						
運 営 費 交 付 金 収 益 ※ 1	951,902	73.0	895,193	70.6	56,709	6.3
授 業 料 収 益	239,514	18.4	240,235	18.9	△ 720	△ 0.3
入 学 金 収 益	34,489	2.6	49,003	3.9	△ 14,514	△ 29.6
検 定 料 収 益	9,240	0.7	8,065	0.6	1,175	14.6
補 助 金 等 収 益	11,110	0.9	9,282	0.7	1,828	19.7
寄 附 金 収 益	612	0.0	1,591	0.1	△ 979	△ 61.6
受 託 事 業 収 益	30,092	2.3	25,581	2.0	4,511	17.6
資 産 見 返 負 債 戻 入 ※ 2	10,770	0.8	6,138	0.5	4,632	75.5
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 等 戻 入	8,240	0.6	3,547	0.3	4,692	132.3
資 産 見 返 物 品 受 贈 額 戻 入	2,530	0.2	2,591	0.2	△ 60	△ 2.3
雑 益	15,834	1.2	33,211	2.6	△ 17,377	△ 52.3
財 産 貸 付 料 収 入	1,512	0.1	1,509	0.1	2	0.2
科 学 研 究 費 補 助 金 間 接 経 費 収 入	11,100	0.9	9,120	0.7	1,979	21.7
そ の 他	3,221	0.2	22,582	1.8	△ 19,360	△ 85.7
経 常 収 益 合 計 (B)	1,303,566	100.0	1,268,302	100.0	35,263	2.8
経 常 利 益 (C = B - A)	10,824	-	16,263	-	△ 5,439	△ 33.4
当 期 純 損 益	10,824	-	16,263	-	△ 5,439	△ 33.4
当 期 総 利 益	10,824	-	16,263	-	△ 5,439	△ 33.4
経 常 収 支 比 率 (B/A × 100)	100.8	-	101.3	-	-	-

備考 ※1 このうち令和4年度運営費交付金交付額(996,158千円)から期間進行基準による当期収益振替分は880,798千円、費用進行基準による当期収益振替分は69,511千円である。また前年度繰越運営費交付金債務(53,187千円)から費用進行基準による当期収益振替分は1,593千円で、令和4年度運営交付金収益は、951,902千円である。

※2 運営費交付金、寄付金等を財源とする償却資産及び市から無償譲与された償却資産の減価償却費相当額で、同額が経常費用に含まれている。地方独立行政法人特有の会計処理で、これらの償却資産の減価償却費は損益に影響しないこととなる。

第1図 令和4年度 経常費用・収益の状況



イ 財政状態

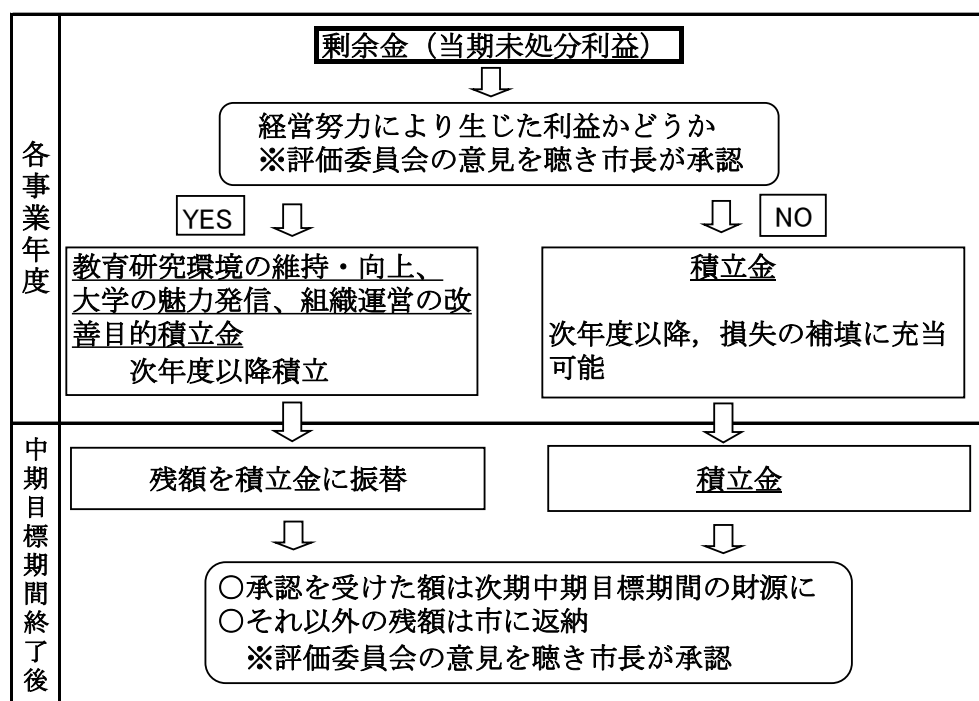
財政状態は、第3表のとおりである。

令和4年度末の資産は90億3,815万円で、前年度末に比べ1,197万円減少している。これは建物、工具器具備品の減価償却累計額が増加したことなどによる。

負債は9億1,350万円で、前年度末に比べ5,410万円増加している。これはトイレ洋式化や教育棟南館空調設備更新等による資産見返運営交付金等が増加したことなどによる。

純資産は神戸市からの出資金が83億4,000万円で、資本剰余金がマイナス3億762万円、利益剰余金が9,227万円である。資本剰余金がマイナスとなっているのは、神戸市から出資された建物の減価償却相当額について、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除していることによる。

なお、各事業年度及び中期目標期間終了後の剰余金については、以下のとおり処分することとなっている。



法第40条第3項により、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、市長があらかじめ評価委員会の意見を聴いた上で承認し、法人の中期計画で定めた用途に充当することができる「目的積立金」、又は損失補てんに充当する「積立金」として剰余金を処分することとされている。

令和3年度の利益剰余金1,626万円については、評価委員会の意見を聴いたうえで、全額を法人の経営努力によるものとして市長の許可を得て、令和4年度に「教育研究環境の維持・向上、大学の魅力発信及び組織運営の改善目的積立金」へ積立を行った。

令和4年度の利益剰余金1,082万円についても、上記の手続きにより、令和5年度に全額を同積立金へ積立を行っている。

第 3 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令和 4 年度 末		令和 3 年度 末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
資 産	9,038,159	100.0	9,050,137	100.0	△ 11,977	△ 0.1
I 固 定 資 産	8,712,908	96.4	8,741,235	96.6	△ 28,327	△ 0.3
1 有 形 固 定 資 産	8,706,982	96.3	8,731,891	96.5	△ 24,909	△ 0.3
(1) 土 地	6,420,000	71.0	6,420,000	70.9	0	0
(2) 建 物	1,722,269	19.1	1,743,410	19.3	△ 21,141	△ 1.2
(3) 工 具 器 具 備 品	53,477	0.6	62,770	0.7	△ 9,292	△ 14.8
(4) 図 書	511,235	5.7	505,711	5.6	5,524	1.1
2 無 形 固 定 資 産	5,926	0.1	9,343	0.1	△ 3,417	△ 36.6
(1) ソ フ ト ウ ェ ア	5,926	0.1	9,343	0.1	△ 3,417	△ 36.6
II 流 動 資 産	325,251	3.6	308,902	3.4	16,349	5.3
1 現 金 及 び 預 金	292,554	3.2	249,532	2.8	43,022	17.2
2 そ の 他 未 収 入 金	32,636	0.4	59,369	0.7	△ 26,732	△ 45.0
3 前 払 金	60	0.0	—	—	60	皆増
負 債 及 び 純 資 産	9,038,159	100.0	9,050,137	100.0	△ 11,977	△ 0.1
負 債	913,503	10.1	859,400	9.5	54,103	6.3
I 固 定 負 債	649,032	7.2	600,845	6.6	48,187	8.0
1 資 産 見 返 負 債 ※1	618,304	6.8	554,118	6.1	64,186	11.6
(1) 資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 等	123,392	1.4	63,152	0.7	60,239	95.4
(2) 資 産 見 返 補 助 金 等	4,814	0.1	—	—	4,814	皆増
(3) 資 産 見 返 寄 附 金	4,355	0.0	2,692	0.0	1,663	61.8
(4) 資 産 見 返 物 品 受 贈 額	485,742	5.4	488,273	5.4	△ 2,530	△ 0.5
2 長 期 リ ー ス 債 務	30,727	0.3	46,727	0.5	△ 15,999	△ 34.2
II 流 動 負 債	264,471	2.9	258,554	2.9	5,916	2.3
1 運 営 費 交 付 金 債 務 ※2	31,123	0.3	53,187	0.6	△ 22,063	△ 41.5
2 寄 附 金 債 務	3,617	0.0	3,492	0.0	125	3.6
3 未 払 金	134,637	1.5	117,668	1.3	16,969	14.4
4 リ ー ス 債 務	15,999	0.2	15,664	0.2	335	2.1
5 未 払 費 用	5,118	0.1	4,339	0.0	778	17.9
6 前 受 受 託 事 業 費 等	1,522	0.0	—	—	1,522	皆増
7 預 り 金	8,844	0.1	10,920	0.1	△ 2,075	△ 19.0
8 科 学 研 究 費 助 成 事 業 等 預 り 金	54,985	0.6	44,570	0.5	10,415	23.4
9 賞 与 引 当 金	8,621	0.1	8,711	0.1	△ 90	△ 1.0
純 資 産	8,124,656	89.9	8,190,737	90.5	△ 66,080	△ 0.8
I 資 本 金	8,340,000	92.3	8,340,000	92.2	0	0
地 方 公 共 団 体 出 資 金	8,340,000	92.3	8,340,000	92.2	0	0
II 資 本 剰 余 金	△ 307,622	△ 3.4	△ 230,716	△ 2.5	△ 76,905	△ 33.3
1 減 価 償 却 相 当 累 計 額	△ 307,622	△ 3.4	△ 230,716	△ 2.5	△ 76,905	△ 33.3
III 利 益 剰 余 金	92,278	1.0	81,453	0.9	10,824	13.3
1 目 的 積 立 金	81,453	0.9	65,190	0.7	16,263	24.9
2 当 期 末 処 分 利 益	10,824	0.1	16,263	0.2	△ 5,439	△ 33.4

備考 ※1 運営費交付金、寄附金等及び市からの無償譲与により償却資産を取得した場合に、当該資産の見返として計上し、減価償却処理により費用が発生する都度、取り崩して収益化するもの

※2 残額は運営費交付金交付済分のうち未使用分等で、運営費交付金収益（損益計算書）や※1に振替が行われていないもの

ウ 資金状況

法人の事業年度における資金の増減状況は第4表のとおりである。資金期末残高は、貸借対照表に記載されている現金及び預金2億9,255万円に一致している。当期末残高は、主として運営費交付金収入及び受託事業費等収入、補助金等の収入が増加したことなどにより、期首残高に比べ増加した。

第 4 表 比較 キャッシュ・フロー 計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	119,909	98,653	21,255	21.5
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 189,068	△ 152,357	△ 36,711	△ 24.1
人件費支出	△ 913,362	△ 884,320	△ 29,042	△ 3.3
その他の業務支出	△ 132,439	△ 121,495	△ 10,944	△ 9.0
運営費交付金収入	1,015,179	939,227	75,951	8.1
授業料収入	217,908	215,100	2,808	1.3
入学金収入	31,638	46,356	△ 14,718	△ 31.7
検定料収入	9,240	8,065	1,175	14.6
受託事業等収入	31,617	—	31,617	皆増
補助金等収入	17,024	9,031	7,993	88.5
寄附金収入	1,729	1,136	593	52.2
その他収入	11,003	18,383	△ 7,379	△ 40.1
預り金等の増減	19,439	19,527	△ 88	△ 0.5
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 60,290	△ 37,990	△ 22,299	△ 58.7
有形固定資産の取得による支出	△ 60,290	△ 37,990	△ 22,299	△ 58.7
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,596	△ 10,137	△ 6,459	△ 63.7
リース債務の返済による支出	△ 15,664	△ 9,202	△ 6,461	△ 70.2
利息の支払額	△ 932	△ 934	2	0.2
IV 資金増減額	43,022	50,525	△ 7,503	△ 14.9
V 資金期首残高	249,532	199,006	50,525	25.4
VI 資金期末残高	292,554	249,532	43,022	17.2

エ 住民等の負担に帰せられるコスト

法人が業務運営を行うにあたり、納税者である神戸市民に対し説明責任を確保する観点から、法人の財務諸表では反映されない機会費用などを算定し、神戸市民の実質的な負担を示したものである。

令和4年8月の独立行政法人会計基準の改訂により、これまで独立行政法人の運営状況をあらわす財務諸表として位置づけられていた行政サービス実施コスト計算書が廃止され、令和4年度からは、住民等の負担に帰せられるコストとして、財務諸表に注記することとされた。

法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストは第5表のとおりである。損益計算書上の費用から自己収入等を控除した業務費用に、神戸市からの出資財産などの機会費用を加えて算定しており、最終的なコストは10億399万円となっている。

第 5 表 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト

(単位 金額：千円、比率：%)

項 目	令和4年度	令和3年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
I 業務費用	973,376	902,954	70,422	7.8
(1) 損益計算書上の費用	1,292,741	1,252,038	40,703	3.3
(2) (控除) 自己収入等	△ 319,364	△ 349,084	29,720	8.5
II 資本剰余金を減額したコスト等	20,045	9,140	10,905	119.3
III 機会費用	10,573	17,110	△ 6,537	△ 38.2
(地方公共団体出資の機会費用)	(30,669)	—	—	—
(国又は地方公共団体との人事交流 による出向職員から生じる機会費用)	(△ 20,095)	—	—	—
IV (控除) 設立団体納付額	—	—	—	—
V 公立大学法人の業務運営に関して 住民等の負担に帰せられるコスト	1,003,995	929,205	74,790	8.0
(V = I + II + III + IV)				

※令和3年度は、行政サービス実施コスト計算書より転記。ただし、機会費用の内訳は、令和3年度は記載がないため、—としている。

オ 業務の適正を確保するための体制

法第 22 条第 2 項において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項について法人の業務方法書に記載し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。その体制は第 6 表のとおりである。

第 6 表 業務の適正を確保するための体制

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・ 中期計画・年度計画	第 1 期中期目標期間：令和元～6 年度
	・ 監事監査規程	平成31年 4 月施行
	・ 内部監査規程	平成31年 4 月施行
	・ 業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程	平成31年 4 月施行
	・ ハラスメント防止等に関する規程	平成31年 4 月施行 令和 4 年 6 月最終改正
	・ 契約規程	平成31年 4 月施行 令和 2 年12月最終改正
	・ 研究に関する倫理規程	平成31年 4 月施行 令和 5 年 4 月最終改正
	・ 公的研究費の管理等に関する規程	平成31年 4 月施行 令和 5 年 4 月最終改正
	・ 公益通報取扱規程	令和 5 年 8 月施行
	・ 監事による監査	決算監査年 1 回実施
	・ 内部監査の実施	内部監査規程及び公的研究費の不正防止計画に基づき実施
	・ 公的研究費の不正防止計画	平成31年 4 月施行 令和 4 年 2 月最終改正
	・ コンプライアンス研修の実施	年 1 回実施
情報の保存及び管理	・ 文書管理規程	平成31年 4 月施行
	・ 神戸市情報公開条例の取扱いに関する規程	平成31年 4 月施行 令和 2 年 9 月最終改正
	・ 個人情報保護法の取扱いに関する規程	平成31年 4 月施行 令和 5 年 4 月最終改正
	・ 特定個人情報等取扱規程	平成31年 4 月施行 令和 5 年 4 月最終改正
	・ 情報セキュリティ基本方針 ・ 情報セキュリティ対策基準	平成31年 4 月施行
損失の危険の管理	・ 防火・防災管理規程	平成31年 4 月施行 令和 5 年 4 月最終改正
	・ 情報セキュリティ基本方針 ・ 情報セキュリティ対策基準	平成31年 4 月施行
効 率 性	・ 理事会、経営審議会、教育研究審議会の開催	理事会、経営審議会は年 4 回、教育研究審議会は年11回開催
	・ 各種委員会の開催	審議案件に応じて適宜開催（令和 5 年 4 月時点で27委員会）
	・ 組織に関する規程	平成31年 4 月施行 令和 4 年 4 月最終改正
	・ 事務決裁規程	平成31年 4 月施行 令和 3 年10月最終改正

5 監査の結果

法人では、令和元年9月に策定した第1期中期計画（計画期間：令和元～6年度）に基づき、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成、学術研究、国際交流の推進等による大学ブランドの確立等に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、兵庫県や神戸市のコールセンターへの支援、軽症者宿泊療養施設の立ち上げ及び運営支援、保健所での積極的疫学調査への協力など行政への支援に加え、学生によるワクチン集団接種会場の運営支援や教職員によるワクチン職域接種に迅速に対応し、地域の保健医療に大きく貢献した。

一方、令和4年度に行われた監事による臨時監査において、業務方法書に定める内部統制システムの未整備、規程と実務の乖離などを指摘されたことから、内部統制システムの整備や既存事業の見直し、事務マニュアルの策定を図るなど、効率的で統制の取れた事務執行体制の実現に向け取り組んでいるところである。

今後も、業務プロセスの改善やガバナンスの強化、教職員が働きやすい環境の整備に取り組みつつ、現場のニーズに対応した、より高度かつ専門的な看護人材を育成し、地域に優秀な人材を供給するための取組を一層推進するなど、保健、医療、福祉の教育研究拠点として、学術の発展と市民の健康、生活の質の向上に貢献されたい。

また、運営費交付金については、神戸市の財政状況が厳しくなる中で、運営費交付金に見合った大学の意義が問われている。地域への貢献は非常に重要な施策であり、今後も市民との連携、交流による地域の保健医療への貢献に努め、運営費交付金以外の自己財源の確保として、ふるさと納税の活用や寄附金、外部研究資金獲得に一層取り組むとともに、独立行政法人化した利点を活用し、理事長及び学長のリーダーシップのもと、効率的で機動的な組織運営体制を構築し、時代の変化や新たな社会的ニーズに対応できる開かれた大学運営を推進されたい。

監査の結果、法人の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。事業面では、神戸市看護大学評価委員会による令和4年度の業務実績評価結果からも、法人の設立の目的に沿って運営されており、また、運営費交付金は交付目的を達成しているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 図書の除却手続きを適正に行うべきもの

法人の図書館では、職員や学生に対して図書の貸し出しを行っており、貸出中の図書を紛失した場合には同本の弁償を求めているが、この紛失により亡失した図書及び汚破損により処分した図書について、除却の手続きが行われていなかった。

図書に関しては、法人の会計規程第39条で、有形固定資産とされており、第40条で理事長

は細則で定めるところにより固定資産の管理、取得及び処分を行うものとするとして、除却については、図書管理細則第 12 条により、図書管理責任者は決算時において財産管理者である総務・施設担当理事に報告するとされている。

除却の手續きが行われなかったことにより、令和 4 年度決算において損益計算書に計上するべき図書の「除却損」と、貸借対照表の簿価から減額するべき「固定資産-図書」が反映されておらず、また、貸借対照表に、図書を紛失した者より寄贈された図書と亡失図書が重複して計上されている。

法人は図書の除却に係る事務手續きを適正に行い、固定資産の状態を財務諸表に正しく反映させるべきである。

イ 政府調達に関する規程に基づく適正な契約手續きを行うべきもの

「政府調達に関する協定」(条約)に基づく調達は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(以下「特例政令」という。)」により特別な手續が定められており、法人においては、「公立大学法人神戸市看護大学の物品等又は特定役務の調達手續に関する規程(以下「規程」という。)」を制定し、事務手續きを定めている。

下記契約は、令和 4 年度の適用基準額 3,000 万円(税込み)を超える対象役務であることから、特例政令及び法人の規程により、政府調達に関する協定の適用を受ける調達として、原則として一般競争入札による必要があるところ、見積合わせによる随意契約により契約締結されていた。

契約名：設備総括管理業務
 契約日：令和 4 年 4 月 1 日 契約期間：令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
 契約金額：44,365,932 円(税込み)

特例政令及び法人の規程に該当する契約については、今後、適正に一般競争入札を行うべきである。また、その際には、入札にあたっての公告及び落札者決定の公告等、特例政令及び規程に定める手續きを行うべきである。

ウ 契約の締結を適正に行うべきもの

契約の締結に際し、契約書の作成をしていない下記の事例があった。

工事名	決議日	履行検査日	契約金額 (税込み)
トイレオストメイト取付・トイレサイン更新工事	R5. 2. 13	R5. 3. 22	1,494,790 円
食堂託児所空調設備改修	R4. 7. 21	R4. 8. 26	1,196,690 円
中庭タイル改修	R4. 12. 5	R5. 2. 18	1,383,800 円
ウッドデッキ補修	R4. 7. 14	R4. 9. 2	2,860,000 円

法人においては契約規程を定め、第 29 条において契約書の提出を省略できる場合を規定している。この条文によると、1 件の予定金額が 100 万円以上かつ履行期限が 30 日を超える契約をする場合には契約書の締結が必要である。

法人は、契約規程第 29 条の契約書を省略できる場合に該当しない契約については、会計規程第 46 条に従い契約書を作成し契約締結すべきである。

エ 文書管理を適正に行うべきもの

文書の保存期間については法人の文書管理規程（以下「規程」という。）に規定されており、①～④については「契約、協定その他これに類するものに関する文書」として保存期間 10 年とされているところ、1年又は3年、5年となっている文書が散見された。また、⑤については、「会計に関する文書」として保存期間5年とされているが、公立大学法人神戸市看護大学運営交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条で、交付金に係る帳票類を当該年度終了後6年間整理保存しなければならないとされているところ、5年となっていた。

契約種別	契約名	保存簿冊	当該文書の保存期間	規程上の保存期間
① 物品売買契約	支出契約決議書 入学式つぼ花 合鍵 他	軽易な経費支出関係書類	1年	10年
	支出契約決議書 トナーカートリッジ 他	物品契約原議	5年	
	支出契約決議書 図書全般	資料購入関係書類	5年	
	印刷業務	就職関係書類	5年	
②その他請負契約	清掃業務 植栽樹木等管理業務 常駐警備等業務 ごみ収集運搬作業 設備総括管理業務 他	その他委託関係書類	3年	5年 ※要綱上は 6年
③委託契約	人事労務管理業務 回廊改修工事支援業務 例規データベースシステムに係る契約 他	その他委託関係書類	3年	
④賃貸借契約	建物（土地）賃貸借契約	重要な庶務関係書類	5年	
⑤運営交付金	交付申請に関する書類 追加申請に関する書類 (申請書、請求書等)	運営交付金収納関係書類	5年	

法人は規程及び要綱の規定と齟齬が生じないように、既に保存されている文書の保存期間を確認し、簿冊の保存期間を適正に設定し、文書管理を行うとともに、「契約、協定その他これに類するものに関する文書」は、関連法令等を踏まえ適切な管理を行うべきである。

(2) 意見

ア 契約相手方への履行期限（納入期限）の通知等について

法人の財務会計システムにおいては、決議日、履行検査日は確認できるものの、契約日（発注日）や履行期限（納入期限）の項目がなく、契約書を締結しない場合においては確認できない状況となっていた。

契約日（発注日）や履行期限（納入期限）は、契約規程第39条に定める履行遅延への対応等、適正な履行の確保のために必要な事項であるため、契約日（発注日）を記録するとともに、契約の内容として履行期限（納入期限）を相手方に通知のうえ発注されたい。また、財務会計システムの更新時にはシステム内で管理できる仕様とすることを検討されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。